

第6章 生産局

第1節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業分野への影響と対応

農畜産物に係る原発事故対応として、食品中の放射性物質の基準値（一般食品100 Bq/kg、乳児用食品50 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg、飲料水（茶含む）10 Bq/kg）以下の農畜産物のみが流通するよう、放射性物質検査や検査結果に応じた出荷制限が行われており、関係県において必要な検査が行われるよう科学的助言等を行った。また、品目・地域ごとの状況に応じ、農畜産物の放射性物質の吸収を抑制するための対策等の徹底を図った。

1 農畜産物の品目ごとの放射性セシウム検査結果と安全確保の取組

(1) 米

27年産米については、26年産米に引き続き、作付制限、放射性物質の吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保対策を実施した。

また、23年産米の検査結果等の解析により、カリ肥料の施用が玄米に含まれる放射性セシウム濃度を低減する効果があることが明らかとなっていることから、27年産米の生産においても、土壌中のカリウム濃度に応じたカリ肥料の施用を推進・支援した。

こうした取組の結果、27年産米については、検査された約1,050万点すべてで基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。

(2) 米以外の農産物

野菜については、27年度に実施された12,205点の検査において、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。

果実については、震災後に粗皮削りや高圧洗浄により樹体表面に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだこと等により、27年度に実施された2,783点の検査において、基準値を超える放射性セシウムは検出さ

れなかった。

茶については、震災後に深刈り等の剪定、整枝により樹体や葉に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだこと等により、27年度に実施された127点の検査において、基準値（10 Bq/kg）を超える放射性セシウムは検出されなかった。なお、茶については、24年4月以降、飲用に供する状態で測定することとなっている。

大豆・そばについては、26年産に引き続き、「放射性セシウム濃度の高い大豆が発生する要因とその対策について（平成27年3月、第3版）」などに基づき、関係県等と連携して放射性物質の吸収抑制対策の徹底を図った。

こうした取組により、27年産大豆では、1,371点の検査が行われたが、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。また、27年産そばでは、528点の検査が行われたが、1点（0.19%）について基準値を超える放射性セシウムが検出された。

(3) 畜産物

畜産物については、基準値を超える放射性物質が含まれることがないように設定した暫定許容値以下の飼料のみが与えられるよう、家畜の適切な飼養管理について指導するとともに、代替飼料の確保に対する支援等を行った。

また、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を上回る牧草が生産されることが予想される草地について、反転耕、耕起等により、平成23年度から27年度にかけて約3万1千haの放射性物質の吸収抑制対策等を推進した。

こうした取組により、27年度は牛肉について224,701点、豚肉について459点、鶏肉及び鶏卵について483点の検査が行われたが、いずれも基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。また、原乳について、27年度は1,414点の検査が行われたが、基準値（50 Bq/kg）を超える放射性セシウムは、23年4月以降検出されていない。

(4) 正確な情報発信

原発事故の影響下での農作物の作付、吸収抑制対策、収穫時の検査等、営農上留意すべき事項につい

て、Q & A や通知を作成し、ホームページへの掲載や、関係県・団体等を通じて現場への周知に努めた。

また、都道府県が行う食品中の放射性物質の調査結果について、厚生労働省の集計したデータを基に、各品目や地域ごとに分かりやすく整理し、ホームページに掲載した。

表1 27年度の農畜産物の放射性セシウム検査結果（17都県）
注1（上段：27年度、下段：26年度）

品 目	検査点数 ^{注2}	基準値 ^{注3} 超過点数	超過割合	27年度の基準値超過品目
米	1,050万 (1,102万)	0 (2)	0 % (0.00002 %)	—
麦	323 (383)	0 (0)	0 % (0 %)	—
豆 類	1,813 (3,459)	0 (4)	0 % (0.1 %)	—
野 菜 類	12,205 (16,712)	0 (0)	0 % (0 %)	—
果 実 類	2,783 (3,302)	0 (0)	0 % (0 %)	—
茶 ^{注4}	127 (206)	0 (0)	0 % (0 %)	—
その他 地域特産物	723 (1,049)	1 (0)	0.1 % (0 %)	そば
原 乳	1,414 (1,846)	0 (0)	0 % (0 %)	—
肉・卵 (野生鳥獣肉を除く)	225,911 (188,304)	0 (0)	0 % (0 %)	—
農畜産物合計	1,074万 (1,123万)	1 (6)	0.000009 % (0.00005 %)	

注1 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。
注2 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。
注3 超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。
基準値（24年4月～）：100 Bq/kg（米については浸出液で 10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg、経過措置として、米と牛肉については24年9月30日、大豆については24年12月31日まで500 Bq/kg（暫定規制値））。
注4 24年度以降の茶は、飲料水の基準値（10Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

2 原発被災地への支援等

避難指示区域等における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後の農地等の保全管理や作付実証等の取組を支援した。

（1）農業生産の復興・営農再開支援に向けた取組
農業生産の復興に向けて、放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援した。

また、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けて、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作及び新たな農業への転換等に対して支援した。

（予算額）
東日本大震災農業生産対策交付金
5,053百万円の内数
福島県営農再開支援事業
23,185百万円（平成24年度補正）（基金）

（2）農業系廃棄物の処理の推進

放射性セシウムに汚染された稲わら、牧草、牛ふん堆肥等の農業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000 Bq/kg 超は指定廃棄物として国（環境省）が、8,000 Bq/kg 以下は一般廃棄物等として市町村等が処理することとされている。焼却処理等がなされるまで時間を要する状況にあることから、営農上支障が生じることがないように、また、風評被害の原因となることがないように、隔離や一時保管等を推進した。

（3）被災地の家畜の捕獲等

旧警戒区域において飼養が困難となり、牛舎等から離れている家畜（放れ畜）については、同区域の見直しに伴い、平成24年4月5日に原子力災害対策本部長から福島県に対して、所有者の同意を得た上で家畜に苦痛を与えない方法によって処分することを基本としつつ、所有者が継続飼養を望む場合、福島県の策定した対処方針に基づき、出荷や繁殖の制限、個体識別の実施等を要請した上で家畜の引き渡しを行う旨が指示された。

これを受けて、福島県が行う家畜の捕獲等の取組に引き続き協力したところ、平成26年1月の捕獲以降、放れ畜の目撃情報等はなく、福島県は、同年2月末に全頭を捕獲したと判断した。また、継続飼養をしている農家に対しては、福島県が定めた対処方針を遵守するよう、県とともに要請等を行った。

第2節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能な仕組みである「強い農業づくり交付金」を引き続き推進した。

また、産地の農業収益力の向上に向け、国が直接採択・支援する事業を大括り化し、効率的な運用を可能とした「産地活性化総合対策事業」を引き続き推進した。

1 強い農業づくり交付金
（産地競争力の強化に向けた取組）

（1）事業の趣旨

我が国農業は国民への食料の安定供給や地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等といった多面的かつ重大な役割を果たしている。

一方、近年の消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業や流通業界のニーズに対し、国産農畜産物の生産・供給体制が対応しきれなくなったことによる輸入農産物の急速な代替の進行、それによる産地の農業収益の減少等の問題が生じている。

我が国農業の体質強化を図るためには、多様化する消費者・実需者のニーズに適応した国産農畜産物の安定供給体制を確立し、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、産地としての持続性を確保するといった産地の競争力強化に向けた取組が非常に重要となっている。

このため、国産農畜産物の競争力の強化や環境と調和のとれた持続的な農業生産への転換に必要な体制整備を支援した。

(2) 取組の内容

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、作付面積及び収量の増加、労働時間及びコストの削減、農畜産業の環境保全といった目標を実現するために必要となる取組を地域が自ら選択し、総合的に実施することができる。

なお、27年度においては、土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備といった取組メニューを措置し、産地の競争力強化に寄与する農畜産業共同利用施設の整備等を総合的に支援した。

(3) 予算額

平成27年度予算額 231億円の内数

2 産地活性化総合対策事業

(1) 事業の趣旨

近年の農産物価格の低迷、肥料等資材価格の高騰等により産地の農業収益力が低下しており、地域経済全体の低迷や食料供給力の減退を招くことが懸念されている。

このため、幅広い品目の産地収益力の向上に向けた取組を支援することにより、産地の収益力の向上及び食料自給率の向上等を通じた産地の活性化を図った。

(2) 事業の内容

産地活性化総合対策事業においては、①新品種・新技術等を活用した産地形成、②生産システムの革新、収穫期等の繁忙期における労働力の確保、③薬用作物等地域特産作物の産地確立、④青果物流通の合理化・

効率化、⑤国産花きのシェア奪還と輸出拡大、⑥産地の収益力増強、国産粗飼料の生産性向上、大豆、麦、飼料用米等の大幅な生産拡大・生産コストの低減、⑦いぐさ・畳表生産者の経営安定を図る取組等について総合的に支援した。

(3) 予算額

平成27年度予算額 23億円

3 攻めの農業実践緊急対策

(1) 事業の趣旨

攻めの農業を実践する取組を後押しし、農業者等の所得の向上を図るため、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化、高収益作物への転換等を総合的に支援するため、平成25年度に350億円の基金を造成した。

(2) 事業の内容

攻めの農業実践緊急対策事業においては、低コスト・高収益な生産体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地に必要な大型機械の導入、既存機械等の再利用、施設の機能向上等に必要設備の導入等を支援した。

4 産地パワーアップ事業

(1) 事業の趣旨

環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。

このことにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、平成27年度に505億円の基金を造成した。

(2) 事業の内容

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設等の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援した。

5 農畜産物輸出拡大施設整備事業

(1) 事業の趣旨

環太平洋パートナーシップ協定交渉の大筋合意を踏まえ、高品質な我が国の農畜産物の一層の輸出拡大により、攻めの農林水産業を推進していくことが必要である。

このため、農畜産物輸出拡大施設整備事業は、産地

等の取組として、農畜産物の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を図った。

(2) 事業の内容

「攻めの農林水産業」の実現に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型共同利用施設等の整備を支援した。

第3節 農産物の生産対策等

1 野菜対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 野菜の生産動向

平成27年産の野菜について、作付面積はブロッコリー（400ha増）、たまねぎ（400ha増）等では増加したものの、だいこん（400ha減）、スイートコーン（300ha減）、にんじん（300ha減）等では減少したことから、野菜全体では前年産に比べて2千ha減少し、397千haとなった。

収穫量はたまねぎ、ブロッコリー等では増加したものの、はくさい、だいこん、キャベツ等では、産地での天候不順により減少したことから、野菜全体では前年産に比べて60千t減少し、11,248千tとなった。

表2 平成27年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積	収穫量	出荷量	(前年産増減)			
	百ha	千t	千t	作付面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t	出荷量 千t
根菜類							
だいこん	329	1,434	1,161	△	4	△	18
かぶ	46	132	108	△	1	△	1
にんじん	181	633	563	△	3	0	0
ごぼう	80	153	131	△	1	△	3
れんこん	40	57	47	0	0	0	1
さといも	125	153	98	△	4	△	12
やまのいも	73	163	134	0	△	2	0
葉菜類							
はくさい	176	895	724	△	2	△	20
こまつな	69	115	100	1	2	△	13
キャベツ	347	1,469	1,310	0	△	11	△
ちんげんさい	22	44	39	0	△	1	△
ほうれんそう	210	251	210	△	2	7	△
ふき	6	12	10	0	0	0	0
みつば	10	16	15	0	0	0	0
しゅんぎく	20	32	26	0	1	1	1
みずな	26	44	40	1	2	2	2
セルリー	6	32	31	0	△	2	△
アスパラガス	55	29	26	△	1	1	1
カリフラワー	13	22	18	0	0	0	0
ブロッコリー	145	151	136	4	5	5	5
レタス	215	568	538	2	△	10	△
ねぎ	228	475	383	△	1	△	9
にら	22	62	56	0	0	0	0
たまねぎ	257	1,265	1,124	4	96	97	97
にんにく	23	21	14	0	0	0	0
果菜類							
きゅうり	110	550	468	△	1	1	3
かぼちゃ	161	202	160	△	1	2	2
なす	94	309	237	△	2	△	14
トマト	121	727	653	0	△	13	△
ピーマン	33	140	123	△	1	△	5
スイートコーン	241	240	194	△	3	△	9
きゅういんげん	58	40	26	△	1	△	1
さやえんどう	30	19	12	0	△	1	△
グリーンピース	8	6	5	0	△	1	△
そらまめ	20	17	12	△	1	△	1
えだまめ	125	66	49	0	△	1	△
香辛野菜							
しょうが	18	49	39	0	0	0	0
果実的野菜							
いちご	55	159	145	△	1	△	5
メロン	71	158	143	△	2	△	10
おひい	106	340	292	△	2	△	18

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ 野菜の輸出入動向

平成27年の輸出金額は、前年比127%の15,652百万円と増加した。このうち、生鮮野菜の輸出金額は、香港向けのいちご、メロン及びかんしょや米国向けながいも等が増加したことにより、前年比145%の5,532百万円となった。また、野菜加工品の輸出金額も前年比119%の10,121百万円と増加した。

平成27年の輸入量は、前年比97%の258万tと減少した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、たまねぎ、ブロッコリー、ごぼう及びキャベツ等の輸入が減少したことにより、前年比93%の82万7千tとなった。また、野菜加工品の輸入量は、トマト加工品や調製した野菜等が減少し、前年比98%の175万2千tであった。

(2) 生産・流通対策

輸入品の使用割合が増加している加工・業務用野菜について、国産野菜の仕向け量の増加を図るため、国産野菜の安定供給体制の構築や、流通コストの低減を図るための効率的・合理的な流通システムの構築を支援した。

さらに、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産・供給体制の確立を推進した。

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

(ア) 加工・業務用国産野菜の仕向け量増加を図るため、生産者・中間事業者・食品製造業者等が一体となった供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組、生産現場での品種・栽培技術等についての実証試験や生産力強化に向けた生産・流通一貫マニュアルの策定・普及等を支援した。

(予算額)

産地活性化総合対策事業のうち新品种・新技術活用型産地育成支援事業

新品种・新技術活用環境整備事業（国産原材料供給力強化支援事業）

2,343百万円の内数)

(イ) 輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入した場合に、3年間支援する事業を実施した。

(予算額)

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

800百万円)

イ 青果物流通の合理化・効率化に向けた取組

青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界と

の連携による新たな輸送システムの導入実証を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち青果物流通システム高度化事業

2,343百万円の内数)

ウ 野菜産地の収益力向上に向けた取組

(ア) 野菜産地の体質強化に向けて、消費者ニーズに的確に対応した特色ある園芸産地を構築するために必要な集出荷貯蔵施設、処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の整備を支援した。

(予算額

強い農業づくり交付金

23,085百万円の内数)

(イ) 「強み」のある野菜産地の形成を図るため、新技術や新品種を活用して実需者等が一体となった新たな産地形成を行う取組等を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業

2,343百万円の内数)

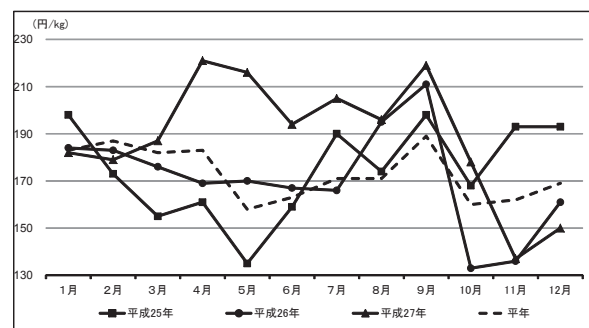
(3) 価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。

平成27年の野菜価格は、4月の日照不足や少雨、8月上旬の雹害、同月下旬以降の長雨等により、生育が低下したため、概ね高値基調で推移した。

表3 指定野菜（14品目）の卸売価格の動向
(東京都中央卸売市場)



資料：東京中央市場青果卸売会社協会調べ

注：平年とは、過去5ヵ年（平成22～26年）の月別価格の平均値である。

イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定し、これらを踏まえ生産者等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。

価格低落時に実施する緊急需給調整事業は行わなかった。

ウ 野菜価格安定制度

(ア) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づいて、一定の面積規模等を満たす野菜指定産地から出荷される国民消費生活上重要な野菜（指定野菜）の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、消費者への野菜の安定供給に資するため、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金拠出に要する経費について助成を行った。

(イ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、国民消費生活や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜（特定野菜）等について、都道府県の野菜価格安定を目的とする法人（以下、「野菜価格安定法人」という。）が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(ウ) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金拠出に要する経費について助成を行った。また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給促進事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

加工・業務用需要に対応した契約取引のセーフティネット支援強化のため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約野菜収入確保モデル事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(所要額

野菜価格安定対策事業

16,722百万円)

(4) 消費拡大対策

国産野菜の消費拡大を図るため、①地場産野菜の利用量向上を目的とした市場調査の実施、②消費者等のニーズに応じた野菜を活用した新商品の開発、③野菜の利用量向上等の取組を推進する人材の育成等の取組を支援した。

(予算額

日本食・食文化魅力発信プロジェクト
2,362百万円の内数)

2 果 樹 対 策

(1) 生産・輸出入動向

ア 果樹の生産動向

平成27年産の果樹栽培面積は前年に比べ3,653ha減少し、223千haとなった。主な品目については、みかん(800ha減)、りんご(300ha減)、かき(500ha減)をはじめ、全般的に減少した。

また、平成27年産の果実生産量は、前年産よりやや減少し、295万t(前年比95%)となった。

表4 平成27年産主な果実の栽培面積、収穫量及び出荷量

品 目	栽培面積	収穫量	出荷量	前年産増減		
	百ha	千t	千t	栽培面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t
みかん	446	778	684	△8	△97	△98
その他かんきつ	267	-	-	△5	-	-
りんご	386	812	728	△3	△5	△3
日本なし	128	247	228	△4	△23	△22
西洋なし	16	29	26	△1	5	5
枇杷	214	242	199	△5	1	0
もも	14	4	3	△1	△1	△1
すもも	106	122	111	0	△15	△14
おうとめ	31	21	19	△0	△1	△1
ぶどう	48	18	16	△0	△1	△1
くり	167	98	85	△3	△14	△12
く	181	181	165	△2	△9	△8
パイナップル	203	16	12	△5	△5	△4
キウイフルーツ	5	8	8	0	1	1
	22	28	24	△1	△4	△3

資料:栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、収穫量及び出荷量は「果樹生産出荷統計」

注:パイナップルの収穫量及び出荷量は沖縄県のみ

イ 果実の輸出入動向

平成27年の輸出金額は、前年比147%の23,803百万円と増加した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、台湾及び香港向けのりんご及びぶどうや香港向けのなし及びもも等が増加したことにより、前年比144%の17,972百万円となった。また、果実加工品の輸出金額も前年比156%の5,831百万円と増加した。

平成27年の輸入量は、前年比99%の234万5千tとなった。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナ、オレンジ、ぶどう及びキウイフルーツ等が増加したことにより、前年比100%の160万7千tとなった。また、果実加工品の輸入量は、果汁類等が減少し、前年比96%の73万8千tとなった。

(2) 果樹産地の強化

平成27年4月に果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第158)に基づく新たな果樹農業振興基本方針が策定され、本方針に従って果樹農業の好循環を生みだすための施策を推進した。また、平成19年度から始まった果樹経営支援対策事業により、果樹産地構造改革計画に基づき、担い手や産地が行う前向きな取組(優良品目・品種への転換、園地整備、大苗育苗ほの設置等)を支援したほか、平成23年度から果樹未収益期間支援事業を実施し、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対し、肥料・農薬代等の育成経費への支援を行った。

また、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業づくり交付金等により、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の整備等を支援した。

(予算額 果実等生産出荷安定対策事業

5,520百万円の内数

強い農業づくり交付金

23,085百万円の内数)

(3) 需給安定対策

果実の需給安定を図るため、次の事業を実施した。

ア 果実計画生産推進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整による需給安定対策を実施した。

平成27年産のうんしゅうみかんについては、おもて年であったものの、収穫前の腐敗・落果による消耗が大きかったことから前年を下回った。りんごについては、10月の低気圧・暴風による樹上損傷等が発生したものの、主産県全体で平年を上回った。

適正生産出荷見通し(適正生産量:うんしゅうみかん90万t、りんご81万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた取組が推進された。

(予算額 果実等生産出荷安定対策事業

5,520百万円の内数)

イ 緊急需給調整特別対策事業

緊急需給調整特別対策事業は、うんしゅうみかん及びりんごについて、適切な需給調整を実施したにもかかわらず、一時的な出荷集中により、価格が低下した場合等において、生産者団体主導により生食用に集荷された果実を加工用に仕向ける際に要する経費を助成するものであるが、平成27年産については、一部の県においては大きく価格が下落したものの全体的には著しい価格低下がなかったことから、

本事業は発動されなかった。

(予算額 果実等生産出荷安定対策事業

5,520百万円の内数)

(4) 消費拡大対策

国産果実の消費拡大を図るため、①地場産果実の利用量向上を目的とした市場調査の実施、②消費者等のニーズに応じた地場産果実を使ったスイーツ等の新商品開発、③果実の利用量向上等の取組を推進する人材の育成、④働く世代向けの果実の消費スタイルの提案等の取組を支援した。

(予算額

日本食・食文化魅力発信プロジェクト

2,362百万円の内数)

3 花き対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 花きの生産動向

平成26年産花きについて、作付面積では、芝類（前年比102%）や地被植物類（前年比121%）が増加したものの、花木類（前年比97%）や球根類（前年比92%）などが減少したことから前年比97%の28,820haとなった。

出荷数量では、芝類（前年比107%）や地被植物類（前年比105%）が増加したものの、花木類（前年比94%）や球根類（前年比96%）などが減少した。

産出額では、芝類（前年比110%）や地被植物類（前年比103%）が増加したものの、花壇用苗もの類（前年比96%）や鉢もの類（前年比98%）などが減少したことから、前年比99%の3,732億円となった。

表5 平成26年産の花きの生産の動向

品 目	作付面積 ha	出荷数量	産出額 億円
切り花類	15,090 (98)	3,949,000 (千本) (97)	2,086 (99)
鉢もの類	1,764 (98)	233,600 (千鉢) (96)	958 (98)
花壇用苗もの類	1,491 (97)	692,400 (千鉢) (97)	310 (96)
花木類	4,178 (97)	84,627 (千本) (94)	246 (99)
球根類	379 (92)	108,100 (千球) (96)	24 (100)
芝類	5,803 (102)	4,604 (ha) (107)	80 (110)
地被植物類	115 (121)	29,897 (千鉢・千本) (105)	28 (103)

合 計	28,820 (97)	— (—)	3,732 (99)
-----	----------------	----------	---------------

注：() の数字は前年比、単位は%

出典：花き生産出荷統計、生産農業所得統計、花木等生産状況調査

イ 花きの輸出入動向

平成26年の花きの輸出金額は、切り花（前年比204%）などが増加したものの、植木・盆栽・鉢物（前年比86%）が減少したことから、前年比89%の88.6億円（輸出重点品目84.8億円）と減少した。

平成26年の花きの輸入金額は、球根類（前年比104%）が増加したものの、切り花類（前年比99%）が減少したことから、前年比100%の503.8億円と横ばいであった。

(2) 産業振興対策

平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号）の理念の実現のため、「国産花きイノベーション推進事業」、「トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業」として、次の諸対策を実施した。

ア 花き関係者の連携支援

国産花きのシェアの回復と輸出拡大を図るため、47都道府県等において、生産、流通、販売等の花き関係者が一堂に会する協議会の設置・運営を支援した。

イ 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

国内外の花きの需要に柔軟に対応するため、国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けた、日持ち性向上のための管理技術の導入や物流の効率化等の取組を支援した。

ウ 国産花きの需要拡大に向けた取組の推進

無購買層・低購買層に消費を促すため、花きの効用等の知識の普及を図るとともに、子どもが花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」活動や国産花きの魅力を発信する花文化展示等の取組を支援した。

エ オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策

真夏に開催される平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、勝利の花束いわゆる「ビクトリーブーケ」や会場内外で装飾される国産花きを安定的に生産供給する体制整備に向けた取組等を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業

532百万円)

オ 国際園芸博覧会への政府出展

中東地域への輸出拡大を通じた国産花きの競争力強化を図るため、平成28年4月から半年にわたり開催されるトルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会に政府出展するための準備を行った。

(予算額

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業

121百万円)

カ 花き産業振興総合調査

花き関係の基礎データの整備のための調査・分析を行った。

(予算額

花き産業振興総合調査

3百万円)

4 施設園芸対策

(1) 施設園芸の動向

ア 施設園芸の高度化に関する動向

我が国における温室の設置面積は4万6,449ha(平成24年)のうち、加温設備を備えた温室は、2万0,002ha(43%)、温度や湿度、光等の複数の環境を制御できる装置を備えた温室は、655ha(1.4%)となった。

イ 施設園芸の安定化に関する動向

施設園芸では、経営費に占める燃料費割合が、他産業に比べて高く(燃料費割合は、トラック5%に対してピーマンの場合で26%(平成27年の推定値))、また、燃油価格は、為替や国際的な商品市況の影響を受け、高騰や乱高下を繰り返している。

施設園芸ハウスは、大雪や台風などの自然災害による被害を受けやすく、平成26年2月の大雪では、関東甲信地方で施設園芸ハウスの倒壊被害が発生した。

施設園芸における果菜類の栽培では安定した結実のため、花粉交配用昆虫の利用が重要となるが、これまで広く用いられてきたセイヨウオオマルハナバチが、平成18年に特定外来生物に指定され、原則として飼養等が禁止されたことから、これに替わる花粉交配用昆虫の普及が課題となっている。

(2) 施設園芸振興対策

天候等に左右されずに、野菜等の安定供給を確保するためには、環境制御装置を導入した温室の割合を高め、生産性を向上させることが重要であるとともに、燃油価格の高騰や自然災害に影響を受けにくい経営構

造への転換、花粉交配用昆虫の確保といった経営の安定化が重要であることから、次の諸対策を実施した。

ア 施設園芸の高度化に向けた対策

(ア) 我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、大規模に集約された施設においてICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、地域資源を活用したエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を支援した。

(予算額

次世代施設園芸導入加速化支援事業

2,008百万円の内数)

(イ) 生産性・収益性向上の観点から低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の共同利用施設の導入を支援した。

(予算額

強い農業づくり交付金

23,085百万円の内数)

イ 施設園芸の安定化に向けた対策

(ア) 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸の省エネルギー設備のリース導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援した。

(予算額

燃油価格高騰緊急対策

平成27年度末基金残高 25,770百万円の内数)

(イ) 南海トラフ地震等、今後発生が予測される大規模災害での被害を軽減し、災害に負けない持続的な産地づくりを行うため、防災対策に必要な資機材を組み合わせた実効性のある施設園芸プログラムの実証・確立を支援した。

(予算額

産地リスク活性化総合対策事業のうち

施設園芸産地防災実証モデル導入事業

318百万円の内数)

(ウ) 花粉交配用蜜蜂の安定的増殖のために必要な蜜源植物の植栽や、在来種マルハナバチなどの訪花昆虫を利用する技術の確立・普及に対して支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち

養蜂等振興推進事業

2,343百万円の内数)

5 特産農産物の生産振興対策

特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア 茶

平成27年の茶栽培面積は、前年に比べ800ha 減の4万4,000ha（前年比98.2%）となった。

また、輸出は4,263 t（同118.6%）で、うち緑茶が4,127 t（同117.4%）であった。一方、お茶の輸入は3万5,799 t（同92.8%）で、うち緑茶が3,473 t（同83.1%）、紅茶が1万5,586 t（100.9%）、その他の茶（部分的発酵茶）が1万1,520 t（同86.4%）であった。

イ その他の特産農産物

平成27年のその他の特産農産物の生産量は、いぐさが主産県（熊本県、福岡県）で7,800 t（同77.2%）、こんにゃくいもが主産県（群馬県、栃木県）で5万8,300 t（同95.1%）であった。

(2) 特産農産物振興対策

特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、作業の省力化・外部化を図るための取組や、付加価値向上のための取組等を推進した。

ア 茶

茶の高品質化・需要拡大のため、茶園の若返りや優良品種への転換による生産量・品質向上、輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入の取組を支援した。

イ いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物の安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るため、ブランド産地の確立を推進し、地域特産物産地の育成を図った。

ウ 薬用作物

薬用作物の生産振興のため、農林水産省、厚生労働省、関係団体との共催により、生産者と実需者のマッチングのためのブロック会議を全国8カ所で開催し、情報交換や栽培希望調査を実施した。

6 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕農家の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成27年度の収繭量は135 t（前年比90.6%）であり、蚕期別にみると春繭は49 t（同89.1%）、初秋繭は32 t（同88.9%）、晩秋繭は54 t（同93.1%）であった。

イ 生糸需給

平成27年度の生糸供給量は、期初在庫数量1,911 俵（前年比96.0%）に、国内生産量356 俵（同77.6%）、輸入数量5,934 俵（同74.6%）を加え、8,201 俵（同78.8%）であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量6,624 俵（同78.0%）、輸入数量0 俵であったため、期末在庫数量は1,637 俵（同85.7%）となった。

(2) 蚕糸・絹業提携支援緊急対策

川上（蚕糸業）と川下（織物業、流通業等）の連携による、蚕糸・絹業双方の持続的な発展に向けて、平成19年度補正予算において、35億円を措置し、公募により決定した（財）大日本蚕糸会に蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金を造成するとともに、これを取り崩し、平成19年度（平成20年2月）から、「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業」を実施しているところである。

この事業では、①各事業者が提携グループ作りの準備をし、平成23年度末までに提携システムに移行すること、②移行して3年間（25年度末まで）は、各グループが行う純国産絹製品の試作品の作成、販売促進、繭・生糸の生産から最終製品の販売までの品質向上やブランド化のための取組等に必要な助成金を交付すること、③養蚕農家が提携グループに移行するまでの間、経過措置として従来と同様、繭代を補填することとしており、平成25年度の事業終了時には全ての養蚕農家が提携システムに参画し、持続的な蚕糸業を確立することとしていたが、東日本大震災等の影響により、絹製品の売り上げが落ち込んだことから、提携グループの自立を支援するため、平成28年度まで同事業を延長している。

(3) 繭・生糸の国境措置

繭・生糸の国境措置については、関税割当制度の運用により実施しており、平成27年度の関税割当枠（無税）は798 t（繭、生糸を合わせた数量で生糸換算である。）に設定した。

また、二次税率については、平成7年4月のWTO協定の実施以降、平成12年までの6年間で15%引き下げられ、平成27年は、繭が2,523円/kg、生糸が6,978円/kgとなっている。

第4節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

(1) 農業生産資材費低減に向けた取組

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材は、農業の生産性や農産物の品質向上を図る上で不可欠なものであり、生産コストに占める割合も大きいことから、農業者の所得を増大し、食料の安定供給等を持続的に果たしていくためには、農業生産資材費の一層の低減を図ることが重要である。

このため、主要農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、業界団体、農協系統及び都道府県それぞれが①大型規格品などの低価格資材の供給、②工場から担い手農家への直送などの資材流通の合理化、③土壌診断に基づく適正施肥や肥効調節型肥料の局所施肥などの資材の効率利用の取組を促進した。

(2) 肥料に係る取組

ア 肥料の価格

肥料原料等の国際市況は、平成20年に肥料原料の需給のひっ迫感等を背景に高騰し、これに伴い国内の肥料価格も大幅に上昇した。国際市況は、21年以降は落ち着きを取り戻し、22年秋頃から肥料の需要が回復したため、再び緩やかな上昇基調で推移。24年をピークに増減しつつも現在は落ち着いている。一方為替相場は、24年秋以降、円安傾向が進んでいる。

28肥料年度（秋肥27年6月～10月、春肥11月～28年5月）の国内の肥料価格（全農供給価格）のうち、高度化成肥料は前期に比べ、円安や国際市況の影響を受け、秋肥が2.7%、春肥が0.6%の値上げとなっている。

イ 産地リスク軽減技術総合対策事業のうち省資源生産技術確立支援事業及び省資源体系確立支援事業

未利用資源に含まれる肥料成分を活用した肥料やフレキシブルコンテナを利用した施肥体系及び施肥

量やコストを削減する施肥法等の実証等を支援した。

（平成27年度予算額）

○産地リスク軽減技術総合対策事業のうち省資源生産技術確立支援事業及び省資源体系確立支援事業 318百万円の内数

(3) 農業機械化対策

ア 地域における効率利用の推進

「農業機械化促進法」（昭和28年法律第252号）に基づき、農作業の効率化により農業経営の改善に寄与する高性能な農業機械の計画的な導入を促進するため、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（平成25年5月16日農林水産省告示第1602号）により、都道府県における高性能農業機械の適切な導入を推進した。

イ 地域における農作業安全対策の推進

農業機械による事故を中心に、農作業死亡事故は毎年400件前後発生しているため、国が旗振り役となり、都道府県、農機具メーカー、JAグループ等19関係機関の協力を得て、農作業繁忙期で事故が多く発生する春と秋に「農作業安全確認運動」を実施した。

また、農作業中の事故を未然に防止するため、一連の作業の中の危険要因を洗い出し、事故の起こりやすさやけがの度合いを評価することにより、対策をたてる優先順位を決め、実際に対策を考えて周知徹底する取組（農作業へのリスクアセスメントの適用）を支援した。

（平成27年度予算額）

○産地活性化総合対策事業 2,343百万円の内数

ウ 農機具の検査・鑑定

(ア) 農機具の検査

農業機械化促進法の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において、農機具製造業者の依頼に応じ、31型式の農機具型式検査を実施した。

(イ) 農機具の鑑定

農作業事故の防止及び農業機械の省エネルギー化等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については15機種198型式、②任意鑑定については5機種23型式、③機能確認については3機種30型式の鑑定を実施した。

エ 高性能農業機械の開発・実用化の促進

(ア) 生研センターにおける研究開発

① 農業機械等緊急開発事業

430名

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、農畜産物の生産コストの縮減に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、27年度に農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

a 農作業の更なる省力化に資する機械

先端技術の活用等を通じた、機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、一層の高効率化を実現する新たな機械化一貫体系の確立等に資する高性能農業機械

- (a) 高速高精度汎用は種機
- (b) 大豆用高速畝立は種機
- (c) 高性能・高耐久コンバイン
- (d) 中山間地域対応型栽培管理ピークル
- (e) 野菜用の高速局所施肥機
- (f) 軟弱野菜の高効率調製機
- (g) 送風補助式静電防除機
- (h) 樹園地用小型幹周草刈機

b 環境負荷の低減及び安全な農産物の生産に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減、農薬の飛散低減等に資する高性能農業機械

- (a) 籾殻燃焼バーナー

c 農作業の安全性向上に資する機械

農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全性向上に資する高性能農業機械

- (a) 高機動けい畔草刈機

(イ) 高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成27年度は、計73機種の高性能農業機械等について、部品の共通化や金型等基本的な製造機械の提供等を通じて普及を図った。

オ 農業機械化研修

平成27年度の農林水産省農林水産研修所つくば館における農業機械化研修受講者実績は次のとおり。

なお、平成27年度の研修は、農作業安全の研修に重点を置いて実施した内容となっている。

- (ア) 農林水産省職員コース 292名
- (イ) 都道府県職員等コース 170名
- (ウ) 一般コース（地域リーダー等の農業者を含む）

カ 農業資材審議会農業機械化分科会

平成27年度は、27年5月14日、6月12日、7月17日、8月27日、9月29日及び28年3月31日に農業資材審議会農業機械化分科会を開催した。

分科会では、型式検査の主要な実施方法及び基準の改正及び平成28年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件について答申が行われた。

また、今後の農業機械化政策の展開方向について、農業機械の開発・改良・普及、農業機械に係るコスト低減、農作業安全対策の推進、という3つの事項に沿って整理した「今後の農業機械化政策の展開方向（中間論点整理）」を取りまとめた。

第5節 持続可能な農業生産の推進

気候変動をはじめとする地球環境問題が進行する中で、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換に向けて、我が国の農業生産においても、資源の循環利用や環境負荷の低減等を目指していくことが喫緊の課題となっている。さらに、農林水産業を通じた、温室効果ガス排出量の削減への貢献や多くの生物への貴重な生息・生育環境の提供などの対応も求められている。

このため、平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、環境保全型農業に関する取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。さらに、地球温暖化など農業生産条件に対応した取組を行った。

1 環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業施策の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等のうち34事業において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を促進し、平成27年度末の認定件数は約15万5千件となった。

さらに、エコファーマーの全国ネットワークへの活動協力として、環境保全型農業に関する情報の提供、消費者との相互理解を図る等の取組への支援を行っ

た。

また、強い農業づくり交付金により環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等への支援を行った。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金

環境保全型農業の推進を図るため、平成27年4月に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業等の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施し、平成27年度については、4,081件、74,180haに対して支援を行った。

(3) 有機農業の推進

有機農業推進法（平成18年法律第112号）に基づく「有機農業推進基本方針」の策定以降、都道府県に対し推進計画策定の働きかけを行い、平成23年度末においては、47都道府県で「有機農業推進計画」が策定済みとなっている。

また、有機農業の一層の拡大を図るため、全国段階で有機農業の参入促進、栽培技術の体系化、販路拡大のためのマッチングフェアの開催等の取組に支援するとともに、農業用資材の使用量を大幅に低減可能な有機農業に取り組む16地区に対し、安定供給力強化、産地販売力強化、有機農業者育成力強化の取組に支援した。

2 地力増進対策

近年、農地土壌の物理性・化学性の悪化（地力の低下）に起因する生産力の低下が顕在化している。

一方、近年の農業労働力の減少等我が国農業を取り巻く諸情勢の変化に伴い、堆肥等の有機物の施用量が減少している状況に鑑みると、地力増進のための土壌管理の取組の重要性がこれまで以上に増している。

このため、「地力増進法」（昭和59年法律第34号）に基づく地力増進基本指針を踏まえ、土壌・土層改良や、土づくりの推進等、土壌機能を維持・増進するための対策等を推進した。

具体的には、大区画化されたほ場における作物の収量・品質のばらつきを解消するための高精度な土壌管理技術等の導入・普及に向けた取組に対して支援を行った。

また、平成27年は国際連合が定めた国際土壌年であったため、土壌保全の重要性について広く一般の社会的認知を図ることを目的としたセミナー、シンポジ

ウム等の開催、後援を行った。

3 地球温暖化などへの対応

(1) 地球温暖化緩和策

我が国の施設園芸は、冬期に化石燃料を使用した加温栽培を行い、園芸作物の周年生産や安定供給を図っている。また、各種農作物の生産において軽油などの燃料を使用した農業機械が幅広く使用され、農作物生産の効率化に寄与している。

一方で、我が国の農業生産においても、温室効果ガス削減への貢献が求められていることから、以下の施策を推進した。

ア 農業生産の省エネルギー対策

施設園芸において温室効果ガス排出削減を推進するため、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、被覆設備、循環扇等の施設園芸用省エネルギー設備のリース方式による導入支援を行うとともに、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及びマニュアルの普及に努めた。

また、他分野で製品化・実用化されている省エネ技術の農業転用の検証を行う取組の支援を行った。

農業機械については、省エネ利用マニュアルの普及に努めると共に、農業機械の省エネ性能評価基準を確立し、表示制度を通して性能の高い農業機械を選択できる環境を整え、省エネ性能の高い農業機械を活用したCO2排出削減に資する営農手法の検討を行った。

イ 農地土壌に関する温室効果ガス排出削減対策及び農地土壌炭素吸収源対策

水田メタン排出削減及び農地土壌の炭素貯留に資する堆肥の施用による土作り等を推進するとともに、全国の農地及び草地土壌の炭素含有量のモニタリング調査等を実施した。

また、土壌診断結果に基づく適正施肥等の合理的な施肥体系への転換を推進した。

(2) 地球温暖化適応策

気候変動や極端な気象現象に強い産地づくりを促進するため、気象予測データ等を利用した早期警戒システム等の導入及び気候変動等適応技術の実証に取り組む産地に対して支援を行った。

また、地球温暖化による影響と適応策について、各都道府県の協力を得て調査を行い「平成26年地球温暖化影響調査レポート」として取りまとめ、公表し、地球温暖化適応策の普及を図った。

第6節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成19年7月に開催された第16回食料・農業・農村政策審議会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 畜産部会委員の構成

27年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

（委員）

白井 貴之 白井牧場 代表
河野 康子 （一社）全国消費者団体連絡会
事務局長（共同代表）
里井 真由美 フードジャーナリスト、（一社）
日本フードアナリスト協会 評議
委員
武内 和彦 東京大学国際高等研究所サステイ
ナビリティ学連携研究機構 機構
長
武見 ゆかり 女子栄養大学栄養学部 教授
藤井 千佐子 福岡大学経済学部 非常勤講師

（臨時委員）

石澤 直士 （株）ゼンケイ 代表取締役社長
金井 健 全国農業協同組合中央会 常務理
事
川村 和夫 （一社）日本乳業協会 会長
釧持 彰 イオンリテール（株）食品商品企
画本部畜産商品部 部長
小谷 あゆみ フリーアナウンサー、エッセイス
ト
笹崎 静雄 （株）埼玉種畜牧場サイボクハム
代表取締役社長
鹿間 千尋 協同組合日本飼料工業会 会長

築道 繁男 （公社）日本食肉市場卸売協会
副会長

那須 真理子 うちのあか牛てっぽこ 代表
野村 哲郎 京都産業大学総合生命科学部生命
資源環境学科 教授

廣野 正則 （有）広野牧場 代表取締役
村上 光男 北海道農業協同組合中央会 常務
理事

※委員は平成28年3月31日時点（敬称略、50音順）

(4) 平成27年度第1回畜産部会

平成27年12月1日に開催された第1回畜産部会において、畜産・酪農をめぐる情勢等について意見交換が行われた。

(5) 平成27年度第2回畜産部会

平成27年12月18日に開催された第2回畜産部会において、「平成28年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」（別記1）、「平成28年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」（別記2）、「平成28年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（別記3）について諮問がなされ、審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申（別記4）がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、28年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、平成28年1月4日に告示された（別記5）。

（別記1）

27生畜第1324号

平成27年12月18日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 森山 裕

諮問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成28年度の実産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方等で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成28年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方等で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記2）

27生畜第1318号

平成27年12月18日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 森山 裕

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成28年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記3）

27生畜第1319号

平成27年12月18日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 森山 裕

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成28年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成28年度の肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記4）

27食農審第41号

平成27年12月18日

農林水産大臣 森山 裕 殿

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一

答 申

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

- 1 平成28年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項（平成27年12月18日付け27生畜第1318号）
- 2 平成28年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項（平成27年12月18日付け27生畜第1319号）
- 3 平成28年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「交付対象数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項（平成27年12月18日付け27生畜第1324号）

記

- 1 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 2 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成28年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 3 生産者補給交付金に係る加工原料乳の交付対象数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

（別記5）

農林水産省告示第1号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき、平成28年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

平成28年1月4日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号に規定する豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

（一）皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	445円
安定上位価格	600円

（二）湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	415円
安定上位価格	560円

- 二 規則第3条第2項第1号に規定する牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	890円
安定上位価格	1,155円

農林水産省告示第2号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき、平成28年度の肉用

子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成28年1月4日

農林水産大臣 森山 裕

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、337,000円
褐毛和種	一頭につき、307,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、220,000円
乳用種の品種	一頭につき、133,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、205,000円

農林水産省告示第3号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）第2条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第5条第8項の規定に基づき、告示する。

平成28年1月4日

農林水産大臣 森山 裕

一 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、280,000円
褐毛和種	一頭につき、257,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、149,000円
乳用種の品種	一頭につき、90,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、147,000円

二 一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第2条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

農林水産省告示第4号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成28年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

平成28年1月4日

農林水産大臣 森山 裕

一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）

1,780千トン

加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳

520千トン

二 加工原料乳の補給金単価

加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）

単 位 補給金単価

1 キログラム 12.69円

加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳

単 位 補給金単価

1 キログラム 15.28円

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産経営安定対策業務

ア 畜産業振興事業

27年度の畜産業振興事業については、畜産経営安定対策及びその他対策を実施し、補助事業として569億7,219万円の補助を行った。

(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の実施

27年度の肥育牛補填金については、「肉専用種」において2,090頭を対象に794万円、「交雑種」において5万2,078頭を対象に5億5,349万円、「乳用種」において9万9,712頭を対象に16億1,901万円を交付した。

(イ) 肉用牛繁殖経営支援事業の実施

27年度の肉用子牛への支援交付金については、全対象品種において平均売買価格が発動基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

(ウ) 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の実施

27年度の養豚補填金については、粗収益が生産コストを下回らなかったことから、交付を行わなかった。

(エ) 加工原料乳等生産者経営安定対策事業の実施

27年度の補填金については、加工原料乳及びチーズ向け生乳の平均取引価格が補填基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

イ 加工原料乳生産者補給金交付業務

27年度の加工原料乳生産者補給交付金については、脱脂粉乳・バター等向け生乳163.6万t（交付対象数量178万t）を対象に211億937万円（単価：12円90銭/kg）、チーズ向け生乳43.0万t（交付対象数量52万t）を対象に66億7,244万円（単価：15円53銭/kg）を交付した。

ウ 肉用子牛生産者補給金交付業務

27年度の肉用子牛生産者補給金については、全対象品種において平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

（2）畜産物の需給調整・価格安定対策業務

ア 指定食肉の売買

指定食肉（牛肉及び豚肉）について、27年度においては、調整保管等は実施していない。

イ 指定乳製品等の輸入入札状況

27年度の、国際約束に基づくカレントアクセス分として、バター 2,800 t、脱脂粉乳10,000 tの輸入入札を行った。

また、ホエイ及び調整ホエイ4,500 t、デイルースプレッド330 t、バターオイル200 tの輸入入札を行った。

さらに、カレントアクセス分以外にバター 10,000 t、脱脂粉乳5,000 tの追加輸入入札を行った。

なお、一般輸入による機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は1,256 tとなった。

（3）主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や生産者の経営安定に資する情報等を適時適切に提供した。この業務に係る経費の総額は2億5,030万円であった。

3 鶏卵等の経営安定対策

鶏卵生産者経営安定対策事業

平成23年度から鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図るため、鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填する鶏卵価格差補填事業と、鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する成鶏更新・空舎延長事業を措置している。

第7節 牛乳乳製品対策

1 牛乳乳製品の需給

26年度については、乳用雌牛頭数の減少や、25年度の猛暑の影響等により、生乳生産量は25年度を1.6%下回り、733万tとなった。仕向け別にみると、牛乳等向け処理量は、25年度を1.4%下回り、391万tとなった。乳製品向け処理量は、クリーム等向けが増加した一方、特定乳製品向けとチーズ向けが減少し、25年度を1.9%下回り、336万tとなった。これにより、脱脂粉乳とバターの生産量は減少し、不足が見込まれたことから、脱脂粉乳、バターの追加輸入を実施し、その結果、期末在庫量は脱脂粉乳、バターともに前年度末より増加した。

27年度については、生産現場における増産への取組等により、生乳生産量は26年度を1.0%上回り、741万tとなった。仕向け別にみると、牛乳等向け処理量は、26年度を1.1%上回り395万t、乳製品向けについても1.1%上回り340万tとなった。また、脱脂粉乳及びバターの生産量が増加したこと、脱脂粉乳、バターの追加輸入を実施したこと等から、期末在庫量は脱脂粉乳、バターともに前年度末より増加した。

2 牛乳乳製品の流通対策

（1）生乳流通対策

酪農経営の安定を図るため、指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造する際に委託製造経費の一部を補助する事業を行った。

（2）乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

3 乳業の再編・合理化対策

生乳流通コストの低減や乳業の再編・合理化、衛生管理の向上を図るため、強い農業づくり交付金において、施設廃棄を伴う貯乳施設や乳業工場の新増設等を支援した。

また、これらの取組を着実に推進するため、産地活性化総合対策事業において、地域段階における課題の把握・検討や具体的な計画の策定、全国段階における

乳業再編に関する個別案件に対するコンサルティング実施や「乳業再編実施の手引き」の作成・配布等による事業の普及等を支援した。

4 牛乳乳製品の消費・拡大対策

学校給食用牛乳等供給推進事業の実施

27年度においては、供給条件不利地域への円滑な供給による安定的需要の確保のための支援をはじめ、自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳やヨーグルト等の供給支援等による消費拡大対策を実施した。

第8節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

27年度の国内生産量は、全国的に生産基盤が縮小し、肉専用種及び乳用種ともに減少した結果、対前年度比5.3%減の47万5千t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比5.6%減の69万6千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令価格）は、生産量が減少している中で、需給がひっ迫していること等から、対前年度比26.6%増の1,644円/kgとなった。

小売価格（東京）は、国産牛肉「ロース」は対前年度比6.3%増の871円/100gとなった。

(2) 豚 肉

27年度の国内生産量は、前年度のPED発生による影響から回復傾向にあることから、対前年度比1.5%増の126万8千t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比0.6%増の122万4千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令価格）は、価格が高騰した前年度の反動から、対前年度比8.9%減の540円/kgとなったものの、概ね例年を上回って推移した。

(3) 鶏 肉

27年の国内生産量は、対前年比1.5%増の151万7千t（骨付きベース）となった。

輸入量は、対前年比11.3%増の53万5千t（実量ベース）となった。

卸売価格（東京）は、消費者の健康志向の高まり等を背景とした堅調な需要に支えられ、例年に比べ高水準で推移した。

小売価格（東京、もも肉）は、対前年度比0.7%増の136円/100gとなった。

(4) 鶏 卵

27年度の国内生産量は、対前年度比0.8%増の252万1千tとなった。

卸売価格（全農東京Mサイズ）は、25年8月以降、猛暑の影響による供給減少、旺盛な需要により上昇し、例年に比べ高水準で推移した。

小売価格（東京、Lサイズ10個）は、対前年度比3.3%増の250円となった。

2 食肉等の流通対策

(1) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業における国産食肉等流通体制整備

国産食肉等の安定的な供給体制を構築するため、産地において、当該地域における肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉等の流通、加工及び販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成し、高度に衛生的な設備を導入し低コストで大規模に流通・処理を行う先進的な食肉等流通処理施設の整備のための事業を措置した。27年度は、産地食肉センターの整備を支援し、これにより食肉流通の合理化等を推進した。

(2) 加工施設再編等緊急対策事業

「総合的な TPP 関連政策大綱」に即し、食肉の処理・加工コストの縮減を図るために再編合理化等に取り組む食肉処理施設の整備や既存施設の廃棄等を支援する事業を措置した。

(3) 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

「総合的な TPP 関連政策大綱」に即し、国産食肉等の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産食肉等を活用した新商品開発のための技術開発を支援する事業を措置した。

(4) 畜産物輸出特別支援事業

「総合的な TPP 関連政策大綱」に即し、国内や輸出先国での輸出に係る諸問題を解決して高品質な国産畜産物の一層の輸出促進を図るため、モモ肉・バラ肉等の多様な部位の輸出に向けた実践的調査のための事業を措置した。

第9節 畜産経営対策

1 農畜産業振興機構以外で実施する酪農経営安定対策

持続的酪農経営支援事業

飼料作付面積を確保し、環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作付面積に応じた交付金の交付を行った。

表6 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)								
年度	区分	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	鶏肉	合計	鶏卵
17	生産量	497,181	1,242,335	7,087	186	1,292,981	3,039,770	2,480,517
	輸出量	73	76	0	0	2,174	2,323	1,057
	輸入量	654,433	1,298,107	13,894	58,332	443,471	2,468,237	150,960
	計	1,151,541	2,540,366	20,981	58,518	1,734,278	5,505,684	2,630,420
18	指数							
	生産量	494,766	1,248,834	6,443	146	1,364,413	3,114,602	2,508,867
	輸出量	142	630	0	0	2,500	3,272	668
	輸入量	667,481	1,100,339	11,442	49,322	347,358	2,175,942	121,506
19	計	1,162,105	2,348,543	17,885	49,468	1,709,271	5,287,272	2,629,705
	指数							
	生産量	512,754	1,246,314	6,053	160	1,362,327	3,127,608	2,589,192
	輸出量	493	1,446	0	0	6,675	8,614	430
20	輸入量	661,603	1,125,704	11,678	38,186	368,446	2,205,617	113,281
	計	1,173,864	2,370,572	17,731	38,346	1,724,098	5,324,611	2,702,043
	指数							
	生産量	518,039	1,260,219	6,016	183	1,394,923	3,179,380	2,535,679
21	輸出量	787	2,699	0	0	7,150	10,636	620
	輸入量	670,917	1,206,910	7,788	42,948	425,982	2,354,545	112,198
	計	1,188,169	2,464,430	13,804	43,131	1,813,755	5,523,289	2,647,257
	指数							
22	生産量	516,386	1,318,145	5,746	146	1,413,492	3,253,915	2,508,461
	輸出量	966	3,018	0	0	8,699	12,683	968
	輸入量	679,180	1,034,069	8,206	35,572	336,318	2,093,345	100,818
	計	1,194,600	2,349,196	13,952	35,718	1,741,111	5,334,577	2,608,311
23	指数							
	生産量	511,893	1,277,491	5,785	0	1,416,873	3,212,042	2,505,790
	輸出量	707	742	0	0	10,679	12,128	789
	輸入量	730,964	1,143,647	7,314	32,856	423,744	2,338,525	114,001
24	計	1,242,150	2,420,396	13,099	32,856	1,829,938	5,538,439	2,619,002
	指数							
	生産量	505,410	1,277,464	4,746	0	1,377,533	3,165,153	2,482,628
	輸出量	829	947	0	0	4,206	5,982	459
25	輸入量	737,414	1,197,905	6,758	28,766	476,727	2,447,570	137,847
	計	1,241,995	2,474,422	11,504	28,766	1,850,054	5,606,741	2,620,016
	指数							
	生産量	513,923	1,295,345	4,978	0	1,456,559	3,270,805	2,506,768
26	輸出量	1,350	1,220	0	0	7,048	9,618	722
	輸入量	722,457	1,140,721	6,980	28,612	429,498	2,328,268	123,168
	計	1,235,030	2,434,846	11,958	28,612	1,879,009	5,589,455	2,629,214
	指数							
27	生産量	505,732	1,310,588	5,584	0	1,459,209	3,281,113	2,521,974
	輸出量	1,306	1,968	0	0	8,940	12,214	1,266
	輸入量	765,066	1,113,465	6,515	32,834	418,470	2,336,350	124,148
	計	1,269,492	2,422,085	12,099	32,834	1,868,739	5,605,249	2,644,856
28	指数							
	生産量	502,169	1,249,877	5,329	0	1,493,986	3,251,361	2,501,184
	輸出量	1,947	2,076	0	0	10,823	14,846	1,888
	輸入量	737,914	1,216,266	7,020	34,980	480,804	2,476,984	128,714
29	計	1,238,136	2,464,067	12,349	34,980	1,963,967	5,713,499	2,628,011
	指数							
	生産量	475,457	1,268,017	5,049	0	1,517,451	3,265,974	2,520,873
	輸出量	2,261	2,080	0	0	9,031	13,372	3,069
30	輸入量	696,393	1,223,606	7,938	32,372	535,292	2,495,601	113,866
	計	1,169,589	2,489,543	12,987	32,372	2,043,712	5,748,203	2,631,670
	指数							

資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

注2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉を含む。羊肉には山羊肉を含む。

注3：鶏卵の輸出入量は、殻付き換算。

注4：計は生産量－輸出入量＋輸入量。

注5：21年度以降は鶏肉は年次ベース。

2 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

畜産生産基盤の強化に向けた取組に対して、共同利用の家畜飼養管理施設等の整備の支援を行った。

(2) 畜産収益力強化対策

我が国畜産の競争力強化のため、畜産農家をはじめ

として、地域に存在する各種支援組織や関連産業等（コントラクター、TMR センター、キャトルステーション等）が連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの取組に対し、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な機械のリース整備、施設整備等の支援を行った。また、畜産クラス

表7 食肉・鶏卵の価格の推移

年度・月	牛肉				豚肉				鶏肉				鶏卵			
	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比
21	1,034	95.5	853	95.1	431	86.9	238	94.8	617	89.7	128	95.2	175	90.7	216	95.2
22	1,122	108.5	803	94.1	474	110.0	236	99.2	632	102.4	130	101.6	193	110.3	224	103.7
23	889	79.2	791	98.5	455	96.0	238	100.8	627	99.2	130	100.1	188	97.4	224	100.0
24	1,039	116.9	784	99.1	440	96.7	237	99.6	575	91.7	124	95.1	181	96.3	216	96.4
25	1,185	114.1	777	99.0	499	113.4	241	101.7	612	106.4	127	102.2	207	114.4	228	105.6
26	1,299	109.6	819	105.4	593	118.8	250	—	626	102.4	135	106.4	216	104.3	242	106.1
27	1,644	126.6	871	106.3	540	91.1	223	—	649	103.7	136	100.7	227	105.1	250	103.3
24.4	966	81.8	775	95.9	437	88.6	238	100.8	577	82.4	127	94.8	182	74.3	212	80.0
5	1,001	90.3	784	99.2	454	92.7	234	97.9	572	82.2	126	94.7	168	78.9	213	84.5
6	985	96.7	788	96.8	526	96.2	243	102.5	564	85.6	126	96.9	161	84.7	206	92.0
7	1,000	105.9	787	99.9	502	93.3	237	98.8	555	88.8	125	96.9	160	94.1	208	94.5
8	999	99.1	782	100.8	486	96.8	238	99.2	533	89.6	122	93.1	157	93.9	205	96.7
9	1,026	117.8	777	99.4	449	99.6	236	99.2	519	86.6	123	94.6	176	96.5	212	97.7
10	1,029	139.6	773	99.0	402	107.8	235	97.5	537	87.5	122	93.8	193	103.9	216	97.7
11	1,084	139.9	778	100.5	396	99.5	236	100.0	573	94.4	122	93.8	209	107.5	221	100.9
12	1,171	142.8	798	100.3	430	95.6	238	100.0	611	101.5	123	95.3	230	117.9	237	106.3
25.1	1,056	132.5	805	100.9	399	93.4	238	99.6	642	102.4	125	96.9	171	115.1	225	110.8
2	1,049	132.8	801	101.1	415	96.5	237	99.2	622	102.1	124	96.1	190	102.7	217	101.9
3	1,075	132.1	765	96.2	436	105.6	238	101.3	596	100.3	123	94.6	175	98.0	216	100.9
25.4	1,135	117.5	781	100.8	467	106.9	243	102.1	574	99.5	125	98.4	172	94.5	213	100.5
5	1,157	115.6	792	101.0	517	113.9	238	101.7	567	99.1	125	99.2	164	97.5	211	99.1
6	1,128	114.5	782	99.2	491	93.3	240	98.8	544	96.4	125	99.2	155	96.6	206	100.0
7	1,145	114.5	801	101.8	524	104.4	240	101.3	534	96.1	126	100.8	157	98.3	204	98.1
8	1,159	116.0	788	100.8	528	108.6	243	102.1	540	101.3	126	103.3	175	111.6	211	102.9
9	1,205	117.4	781	100.5	514	114.5	241	102.1	577	111.9	126	102.4	211	120.0	226	106.6
10	1,236	120.1	748	96.8	478	118.9	242	103.0	615	114.4	124	101.6	220	114.2	231	106.9
11	1,293	119.3	778	100.0	486	122.7	242	102.5	646	112.7	124	101.6	260	124.8	238	107.7
12	1,281	109.4	758	95.0	545	126.7	240	100.8	690	112.9	129	104.9	280	121.7	257	108.4
26.1	1,160	109.8	769	95.5	444	111.3	243	102.1	710	110.7	129	103.2	224	130.9	246	109.3
2	1,146	109.2	761	95.0	476	114.7	241	101.7	682	109.7	131	105.6	240	126.3	250	115.2
3	1,136	105.7	783	102.4	507	116.3	244	102.5	662	111.7	130	105.7	230	131.6	245	113.4
26.4	1,209	106.5	812	104.0	590	126.3	249	102.5	637	111.1	134	107.2	223	129.8	251	117.8
5	1,191	102.9	807	101.9	615	119.0	255	107.1	620	109.3	138	110.4	204	124.2	238	112.8
6	1,160	102.8	791	101.2	665	135.4	255	106.3	600	110.4	135	108.0	199	127.7	235	114.1
7	1,155	100.9	802	100.1	597	113.9	258	107.5	581	108.8	134	106.3	190	120.9	231	113.2
8	1,194	103.0	837	106.2	564	106.8	263	108.2	569	105.4	129	102.4	192	109.4	231	109.5
9	1,228	101.9	814	104.2	553	107.6	260	107.9	590	102.2	132	104.8	231	109.3	238	105.3
10	1,320	106.8	824	110.2	531	111.1	261	107.9	617	100.4	132	106.5	240	108.9	255	110.4
11	1,395	107.9	829	106.6	591	121.6	259	107.0	634	98.2	138	111.3	242	93.0	252	105.9
12	1,368	106.8	827	109.1	659	120.9	269	112.1	672	97.4	138	107.0	248	88.7	253	98.4
27.1	1,414	121.9	822	106.9	529	119.1	219	—	681	95.9	137	106.2	192	85.8	242	98.4
2	1,568	131.2	814	107.0	630	132.4	226	—	661	96.9	135	103.1	209	87.1	239	95.6
3	1,533	134.9	845	107.9	576	113.6	225	—	653	98.6	136	104.6	219	95.1	241	98.4
27.4	1,606	132.8	848	104.4	586	99.3	221	—	650	102.0	136	101.5	227	101.7	243	96.8
5	1,652	138.7	831	103.0	534	86.8	224	—	633	102.1	136	98.6	230	113.2	246	103.4
6	1,597	137.7	864	109.2	592	89.0	224	—	620	103.3	135	100.0	223	112.5	246	104.7
7	1,620	140.3	858	107.0	650	108.9	223	—	628	108.1	135	100.7	213	111.8	244	105.6
8	1,620	135.7	850	101.6	642	113.8	224	—	625	109.8	137	106.2	219	114.1	246	106.5
9	1,630	132.7	890	109.3	518	93.7	223	—	633	107.3	135	102.3	247	106.7	257	108.0
10	1,697	128.6	879	106.7	471	88.7	222	—	660	107.0	135	102.3	250	104.2	263	103.1
11	1,720	123.3	880	106.2	486	82.2	220	—	672	106.0	135	97.8	252	104.3	263	104.4
12	1,750	127.9	898	108.6	547	83.0	222	—	689	102.7	138	100.0	255	102.6	263	104.0
28.1	1,646	116.4	886	107.8	465	87.9	224	102.3	690	101.3	137	100.0	182	94.9	241	99.6
2	1,568	104.3	888	109.1	526	83.5	224	99.1	652	98.6	135	100.0	209	99.9	244	102.1
3	1,597	104.2	876	103.7	492	85.4	220	97.8	637	97.5	136	100.0	215	98.3	246	102.1

資料：卸売価格は農林水産省統計部「畜産物流通統計」、食肉市況情報(もも肉)、鶏卵は「JA全農たまご東京M規格」

小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」

注1：牛肉及び豚肉の卸売価格は東京及び大阪の中央市場における省令規格(牛肉：去勢牛B3・B2、豚肉：極上・上)1kg当りの価格である。

注2：鶏肉及び鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

注3：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉はロース、豚肉は平成26年12月まではロース、平成27年1月からバラ、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。

ターの推進のための新たな取組の実証や、全国的な普及活動等の支援を行った。

3 畜産環境対策

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産周辺環境影響低減

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備の支援を措置した。

(2) 「産地活性化総合対策事業」のうち地域バイオマス支援地区

畜産経営環境調和推進資金を利用して、家畜排せつ物を利活用するための施設を整備する畜産農家への利子相当額助成の支援を措置した。

4 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、農協系統

資金等に利子補給を行い、資金を農業部内に環流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の近代化に資すると認められる施設資金等の供給を行うことを目的に創設された。

17年度には国及び地方公共団体を通じた財政改革（三位一体改革）のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成が廃止・税源移譲し、都道府県の責任において実施することとなった。

23年度に、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、無利子（最長18年間）・無担保・無保証人での貸付が可能となった。さらに償還期間及び据置期間についてもそれぞれ3年間延長されている。

表8 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
畜産関係				

家畜購入※	9,708	9,519	9,712	11,747
資金総額	38,300	41,373	34,858	41,392

(2) 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

本資金は6年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

また、人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り受ける場合は、貸付当初5年間実質無利子となっている。また、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、償還期間及び据置期間を3年間延長して貸付が可能となっている。27年度の畜産関係融資実績は、最終貸付件数2,361件、1,475億円であった。

畜産関係融資は融資額全体の70.5%を占め、その内訳は、肉用牛23.7%、酪農17.5%、養豚11.3%、養鶏15.8%であった。

(3) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に農業改良資金に組み入れられた。

本資金は、農業者が新作物や新技術の導入、畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施する際に活用できる無利子資金である。

22年10月、融資主体が都道府県から日本公庫等に変更された。また、25年4月から貸付対象者を個別法に基づく貸付特例者のみへと変更した。27年度の融資実績は41件、16億円であった。

(4) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

第10節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

平成27年3月策定の「家畜改良増殖目標」においては、近年低下傾向にある繁殖性の改善や、濃厚飼料の給与量を低減させるための国産飼料の利活用、産肉能力の向上等を図るとともに、多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える強みのある「家畜づくり」を進めることとした。

このため、平成27年度においては、家畜改良を推進する事業によって、DNA解析情報を活用した高泌乳牛の早期作出モデルの実証等を支援するとともに、畜種の遺伝的能力評価の精度向上に必要な基礎的データを全国的・効率的に収集・分析する体制の整備を図り、また、和牛の優位性を確保するため、精液等の和牛遺伝資源の適切な管理を強化する取組を支援した。

また、地域の中核的な生産組織において、牛の個体識別情報と牛群検定情報等の生産情報とを組み合わせる家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図る取組を支援するとともに、豚肉の生産情報を消費者へ提供するトレーサビリティシステムの実用化を図ることで、豚肉のブランド力向上と改良のための情報収集等による養豚経営の体質強化を支援した。

さらに、独立行政法人家畜改良センターにおいては、都道府県や民間団体では取り組み難い新たな育種改良技術と同センターが保有する多様な育種資源を活用し、ホルスタイン種における泌乳持続性、黒毛和種及び肉用鶏における増体性、デュロック種における肉質などの改良に取り組みつつ優良な種畜の生産・供給を行うとともに、家畜の遺伝的能力評価の実施などを通じ、都道府県や民間における改良を支援した。また、飼料自給率の向上に資する優良な飼料作物の増殖に必要な種苗生産や飼料用稲の安定供給に資する種子生産、地域における重要課題となっている鳥獣害対策などの畜産技術に関する実証展示、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく牛個体識別台帳への記録、保存、情報提供等を行った。

- ・独立行政法人家畜改良センター運営費交付金 (73億円)
- ・家畜改良対策推進事業 (3.9億円)
- ・家畜個体識別システム利活用促進事業 (0.7億円)

2 中央畜産技術研修

国及び都道府県の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体、独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員、農業に従事する者を対象として、畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階

において実施する畜産技術研修会において、主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

27年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、畜産物安全行政、肉用牛生産技術指導者養成、畜産環境保全、畜産統計処理、養豚、飼料 A・B、放牧、肉用牛、畜産新技術 A・B、酪農、食肉流通、自給飼料（WCS、飼料用米）、肉用牛繁殖経営新規参入、e-ラーニングで学ぶ経営分析等の各部門（20講座）について短期研修を実施し、合計551名が受講した。

第11節 飼料対策

1 自給飼料対策

(1) 自給飼料関連対策の概要

「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、自給飼料の増産を図る観点から、飼料作物の生産量を平成25年（2013）年度の350万 TDN（※1）トンから平成37（2025）年度の501万 TDN トンへ増加させ、同様に飼料自給率を26%から40%に向上させる目標を定めた。併せて、同計画では、具体的な飼料作物増産の方法として（1）優良品種の普及や草地整備の推進、（2）水田飼料作物の生産・利用拡大、（3）飼料生産組織（コントラクター等）の育成・活用（4）肉用繁殖雌牛や乳用牛の放牧拡大等を掲げた。

このため、平成27年度においては、飼料作物の優良品種の導入や難防除雑草の駆除等による草地改良、飼料生産技術者の資質向上を支援した。また、新たに作業受託を始める飼料生産組織に対し、受託面積に応じた支援を行うとともに、青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用を拡大する取組を支援した。

さらに、配合飼料給与量を低減させる濃厚飼料原料の国内生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証や地域ぐるみで行う繁殖雌牛等の放牧の取組を支援した。

この結果、平成27年度の飼料作物全体の作付面積は、WCS（※2）用稲や飼料用米をはじめとした水田での飼料作物の作付増加により、前年度に比べ5万 ha 増加し、97万5千 ha となった。また、平成27年度の飼料作物の生産量は、前年度に比べ28万 TDN トン増加し、380万 TDN トンとなった。

さらに、食品残さ等を有効活用した飼料であるエコ

フィードの増産のため、食品残さ等の利用拡大の推進、食品残さ等の適切な分別に向けた指導活動、地域の未利用資源の飼料化のための実証試験、食品残さ等の飼料利用体制の構築等への支援を行った。

この結果、平成27年度のエコフィード製造数量は、前年度に比べ3万 TDN トン増加し、114万 TDN トンとなった。

- ※1 TDN は、Total Digestible Nutrients の略で、可消化養分総量と呼ばれるもの。家畜が消化できる養分の総量であり、カロリーに近い概念。
- ※2 WCS は、Whole Crop Silage（ホールクロップ・サイレージ）の略で、子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。

(2) 自給飼料関連予算

- ・飼料増産総合対策事業 (11億円)
- ・草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 (補正：7億円)
- ・農業農村整備事業 (2,753億円の内数)
- ・農山漁村地域整備交付金 (1,067億円の内数)
- ・水田活用の直接支払交付金 (2,770億円の内数)
- ・産地活性化総合対策事業 (23億円の内数)
- ・強い農業づくり交付金 (231億円の内数)

2 流通飼料対策

飼料費は畜産物生産費の大部分を占めるため、配合飼料価格の上昇は生産コストを増大させ畜産経営に影響を及ぼす。このため、配合飼料価格が値上がりした場合に補填を行う配合飼料価格安定制度の適切な運用を行い、畜産経営への飼料価格の急激な変化による影響を緩和している。

平成27年度においては、配合飼料の主原料であるとうもろこしが米国において3年連続の豊作であったことにより、輸入原料価格が低下傾向で推移したことから、配合飼料メーカーと畜産農家の積立金を原資とする通常補填及び国と配合飼料メーカーの積立金を原資とする異常補填は、発動しなかった。

また、我が国は配合飼料原料のほとんどを輸入に依存していることを踏まえ、天災等の不測の事態に対処し、配合飼料の安定的供給を図るため、公益社団法人

配合飼料供給安定機構等に対し飼料穀物の備蓄を行うために必要な費用を助成した。

・飼料穀物備蓄対策事業（16億円）

第12節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

27年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆5,834億円、入場人員は632万人となり、前年比では売得金で3.6%の増加、入場人員で2.8%の増加となった。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,583億円を第1国庫納付金として納付するとともに、27年度決算により生じた剰余金の50%に相当する242億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録又は免許を受けなければならないが、27年12月31日現在では、馬主2,360名（うち法人302、組合55、本邦外個人17）、調教師199名、騎手128名、登録馬7,789頭となっており、また、きゅう務員等は2,433名となっている。

2 地方競馬

27年度（4～3月）の地方競馬は、全国の14競馬場において14主催者（道県2、指定市2、一部事務組合10）で合計262回、1,288日開催された。

売得金は合計4,310億円、入場人員は合計325万人となり、前年比では売得金は11.1%の増加、入場人員は1.0%の増加となった。

また、地方公共団体金融機構に対し、前年度の経営実績等に応じて合計4億円が納付された。

地方競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、27年12月31日現在では、馬主4,545名（うち法人322、組合32）、調教師467名、騎手288名、登録馬10,646頭（平地9,930頭、ばんえい716頭）となっており、また、きゅう務員は2,105名となっている。

第13節 農業生産工程管理（GAP）の推進

農業生産工程管理（GAP: Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動の持続性を確保するた

め、食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のことである。

農業生産工程管理（GAP）については、全国で約2,737産地（平成27年3月末時点）まで導入が拡大している一方で、取組の水準にばらつきが見られることから、食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を踏まえた一定水準以上の取組の普及、拡大を推進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、我が国の農業生産活動において特に実践を奨励すべき取組を明確化するものとして平成22年4月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則したGAPの導入を進めた。その一環として、平成27年3月に農産物の安全性等の向上及び国外の消費者・実需者等の信頼確保に寄与することを目的として設置した「GAP戦略協議会」において「GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大に関するアクションプラン」策定に向けた議論を行った。

また、普及組織による指導や産地のリーダーの育成等の支援を実施するとともに輸出を目指す生産者・産地に対し、ICTを導入して、欧州の流通小売の大手企業が策定した取引要件としてのGAPであるGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組への支援や震災による津波や放射性物質の影響を受けた地域の実情に対応したGAPの活用等の支援を実施した。

（平成27年度予算額）

○産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業

2,343百万円の内数

○東日本大震災農業生産対策交付金

5,053百万円の内数

第14節 協同農業普及事業

「農業改良助長法」（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるよう、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

1 新たな「協同農業普及事業の運営に関する指針」の制定

「農業改良助長法」（昭和23年法律第165号）に基づ

き、おおむね5年ごとに定める「協同農業普及事業の運営に関する指針」について、平成27年5月11日に制定した。

この中で、今後の協同農業普及事業は、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じた農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう運営を行うものとした。

2 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 2,409百万円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員6,568人（平成28年3月31日現在）を設置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、一部は農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、試験研究機関等に所属した。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者、無試験による任用として、一定の学歴及び経験を有する者及び中小企業診断士等の一定の資格・基準を満たす者の中から行われた。

(2) 普及指導員の活動

農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、次のような活動を実施した。

ア 農業者に対する巡回指導及び相談

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証への設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

オ 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、普及指導活動の充実を図るための専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究

(3) 普及指導センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動の拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談の場とし

て、普及指導センター 365か所（平成28年3月31日現在）の運営を行った。

また、普及指導センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、普及指導員相互の緊密な連絡の下に、普及指導員の事務分担や活動体制の決定、普及指導計画の策定を行うとともに、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進を図るため、次のような事業を実施した。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材等の整備

イ 農業者に対して、農業技術や農業経営等に関する有益な情報の整理・提供

ウ 普及指導員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等の開催、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等の実施

オ 普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う職員の設置

カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、これらの者が普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 普及指導員の研修

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、普及指導員の資質の向上を図ることを目的に、都道府県段階における研修を実施するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。また、国段階における研修に派遣した。

ア 都道府県段階における研修

協同農業普及事業を進める上で都道府県域におい

て取り組むべき課題等に関する研修、現場段階の実践的な研修、普及指導活動経験の浅い新任の普及指導員等に対する OJT 等の研修

イ 国段階における研修

普及指導員の資質の全国的な高度化、全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題等国段階で統一的に行うことが効果的な研修や、都道府県段階では対応が困難な課題等に関する研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定した。また、研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）において、高校卒業生等を対象に長期の研修教育を行う養成課程、県の農業及び農村の実情に応じ、養成課程の卒業者を対象に、より高度な研修教育を行う研究課程及び新規就農希望者や農業者等を対象に、農業技術や経営管理手法を習得するための短期研修を行う研修課程の各教育課程で農業者研修教育を実施した。

また、これらのために必要な機材等の整備を行った。さらに、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修を実施した。

3 協同農業普及事業の効果的・効率的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 産地活性化総合対策事業のうち普及活動情報基盤整備事業

最新の技術・経営に関する情報を普及指導センターに迅速に提供し、効率的な普及活動を支援するため、普及情報ネットワークを通じた、情報の収集・提供、データベースの活用及びその運営体制の整備・改良等を実施するとともに、普及指導員等が県を越えて連携するシステムを構築した。

(予算額 2,343百万円の内数)

(2) 産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術コーディネーター活動支援事業

新品種・新技術等を活用したブランド産地の形成に向け、実需者・生産者・研究機関等の関係機関との連携を構築し、品種・技術の決定を主導するコーディネーターの活動を支援するため、(一社)全国農業改良普及支援協会が事業主体となって新品種・新技術に関する情報の収集・提供、研修会及び情報交換会の開催等の取組を実施した。

(予算額 2,343百万円の内数)

(3) 産地活性化総合対策事業のうち産地ブランド発掘事業

現在有効活用されていない品種や技術等による産地形成を図るため、当該品種・技術についての分析・評価、生産者と実需者によるマッチング活動等を支援した。

(予算額 2,343百万円の内数)

(4) 産地活性化総合対策事業のうち援農隊マッチング支援事業

収穫期等の繁忙期に農家等が必要とする労働力を円滑に確保するため、援農者の確保・育成・組織化等を支援した。

(予算額 2,343百万円の内数)